

2021年3月25日

東京都稲城市矢野口 4015 番地 1
株式会社よみうりランド
代表取締役社長 溝口 烈

株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める事後開示書類)

当社は、2021年2月18日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、2021年3月25日を効力発生日として、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める事項は以下のとおりです。

1. 本株式併合が効力を生じた日

2021年3月25日

2. 会社法第 182 条の 3 の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第 182 条の 3 の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第 182 条の 4 の規定による手続の経過

当社は、2021年2月26日付で、本株式併合に関する会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告しましたが、効力発生日の前日までに、会社法第 182 条の 4 の規定による株式買取請求を行った反対株主はいませんでした。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

7株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上